

令和5年度 第1回農会長会次第

日時 令和5年4月20日(木) 18:30～

場所 猪名川町立文化体育館小ホール

1 議事事項

- (1) 令和5年度農会長会の役員選出について・・・P 3

2 協議事項

(1) 猪名川町農業環境課関係について

- ① 令和5年度農業環境課職員体制及び農林業関係主要事業の概要について・・・P 4
- ② 令和5年度農会長会関連事務日程について・・・P 6
- ③ 令和5年度経営所得安定対策について・・・P 7
- ④ 令和5年産米の生産目安について・・・P 15
- ⑤ 転作現地確認について・・・P 23
- ⑥ 令和5年産そば配布種子について・・・P 29
- ⑦ 水稻損害防止事業補助金について・・・P 31
- ⑧ 人・農地プラン地域計画について・・・P 34
- ⑨ 猪名川町農地バンク制度について・・・P 36
- ⑩ 有害鳥獣対策等について・・・P 38
- ⑪ 農作業における野焼きについて・・・P 41

- (2) 阪神農業改良普及センター関係・・・P 42

- (3) 農業共済関係・・・別冊

- (4) 兵庫六甲農業協同組合関係・・・別冊

- (5) その他

猪名川町農会長会規約

(目的)

第1条 この会は、猪名川町農林業の発展及び農会長相互の連携と研修・親睦を図り、農会長としての資質の向上を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会は、「猪名川町農会長会」と称し、事務局は町役場地域振興部農業環境課内に置く。

(組織)

第3条 この会は、猪名川町の農会長を会員として組織する。

(事業)

第4条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 各集落における農林業についての情報交換。
- (2) 農業知識、技術向上のための研修。
- (3) 農協運営事業への協力。
- (4) その他、この会の目的を達成するための必要な事業。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名・副会長1名。

(役員職務)

第6条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、会議において議長となり、議事を処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(役員選出)

第7条 役員選出は、会員の互選とする。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、補欠によって選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第9条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり3月31日をもって終わる。

(その他)

第10条 この規約で定めない事項は、役員会において決定する。

附則 この規約は、平成元年4月1日より実施する。

附則 この規約は、平成7年8月25日から実施する。

附則 この規約は、平成20年4月21日から実施する。

附則 この規約は、平成23年4月19日から実施する。

附則 この規約は、令和2年4月23日から実施する。

附則 この規約は、令和4年4月21日から実施する。

年度 農会長会役員

会 長

副 会 長

猪名川町地域振興部農業環境課 職員名簿

令和5年4月1日

職名	氏名	備考
部長	大嶋 武	
課長	春名 恵介	
主幹	中野 智宏	森林里山
主幹	植村 正人	農政・土地改良
農業委員会事務局長 (副主幹)	森田 昌志	農業委員会
副主幹	乾 和範	環境衛生
主査	湯之上 理香	農政
主査	橋岡 美樹	農政
主事	西田 祐馬	兵庫県農業共済組合派遣
主事	鹿嶽 翔平	有害鳥獣・森林里山
主事	田形 涼	環境衛生
主事	田中 つばさ	農政

12名

令和5年度 農業環境課所管農林業関係主要事業の概要

一般会計

(単位：千円)

区 分	予 算 額	事 業 概 要
農業委員会費 7, 126 (7, 435)	7, 126	農業委員会事務費
農業総務費 89, 895 (91, 695)	2, 187 87, 708	農業総務事務費 人件費
農業振興費 60, 474 (52, 895)	3, 553 9, 437 6, 175 10, 567 11, 282 11, 900 658 6, 000 500 402	農業生産振興対策事業費 農村地域農政総合推進事業費 産地形成振興対策事業費 中山間地域等直接支払事業費 多面的機能支払事業費 有害鳥獣対策推進事業費 環境保全型農業直接支払事業費 新規就農確保事業費 地産地消推進事業費 農地利活用推進事業費
農地費 68, 613 (78, 220)	68, 613	農業用施設改良事業費
林業振興費 20, 022 (55, 789)	9, 303 10, 719	森林保全対策事業費 里山再生整備事業費
合 計	246, 130 (286, 034)	

* () 書きは令和4年度予算

令和5年度 事務日程【農政関係】

月	内 容
4	第1回農会長会（4月20日（木））
5	集落転作推進 水稲生産実施計画書及び営農計画書兼水稲共済細目書提出期限（5月12日（金））
6	水稲生産（転作）現地確認（6月中旬）
7	第2回農会長会（7月7日（金）） 夏季農林産物品評会（7月中旬）
8	
9	
10	秋季農林産物品評会（10月下旬）
11	第3回農会長会（資料配布のみ） 秋季農林産物品評会表彰式（11月3日（祝））
12	
令和 6年 1	第4回農会長会（建物・農機具共済推進大会、1月18日（木））
2	
3	
4	農会長報償金支払（4月下旬）

農業者への支援制度

経営所得安定対策等 (令和5年度)

(1) 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を国から直接交付される。

< 1. 戦略作物助成 >

対象作物	交付金額
麦、大豆（黒大豆含む）、飼料作物	35,000円/10a※1
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じて、 55,000円~105,000円/10a

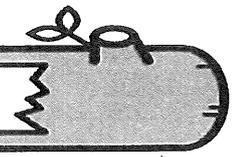
※1 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

< 2. 産地交付金（県） >（国段階設定）

取組内容	交付金額
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	20,000円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	10,000円/10a

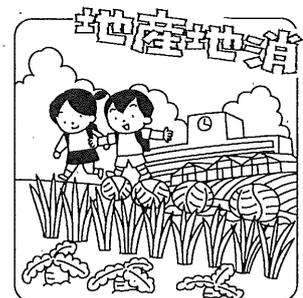


< 3. 産地交付金（県） >（県段階設定）



「加工用米」、「飼料用米」、「新市場開拓用米」、「野菜」の生産性向上等に向けた取組に対して支援。「野菜」については、農業法人、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者への支援。

対象作物	対象者	交付金額
野菜	農業法人、認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者 ※露地 10a 以上作付	3,000円/10a以内
加工用米 (低コスト・高品質化)	加工用米を生産する農業者等 ※以下の取組を1つ以上行っている者に限る ①種子更新を行っている、②県内の加工業者と契約を締結している、③加工用米の作付面積が1.0ha以上（特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は1/2）④兵庫県認証食品の認証を受けている	10,000円/10a以内
加工用米 (複数年契約)	加工用米を生産する農業者等 ※3年以上の複数年契約を行ったものに限る	12,000円/10a以内
飼料用米 (生産性向上・担い手支援)	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者 ※県内の畜産農家、JA・全農兵庫県本部、飼料メーカー等へ出荷販売を行う取組であること。	8,000円/10a以内
新市場開拓用米 (担い手支援)	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者 ※輸出など内外の新市場の開拓を図る米の作付面積に限る	5,000円/10a以内





< 4. 産地交付金 > 町設定

猪名川町地域農業再生協議会において、地域の実情に即して、地域振興作物の生産に向けた取組を支援する。

番号	メニュー	交付金額 (10aあたり)	内容 (対象作物等)
1	そば品質確保 加算	15,000円	そば ただし、営農活性化支援事業(次頁参照)に参加するものに限る。 ※2年連続で収穫が皆無だった農家は交付対象外とする(自然災害等による収穫皆無の場合は、適正な肥培管理、獣害対策を行っていたことの証拠書類(肥料購入の領収書、作業日誌、写真等)を揃え、国と協議を行うことで交付金の対象となる場合があります)。
2	推奨作物助成 (基幹)	15,000円	黒枝豆、未成熟とうもろこし、自然薯、アスパラガス
3	推奨作物助成 (二毛作)	10,000円	「黒枝豆(早生)とそば」又は「未成熟とうもろこしとそば」との組み合わせによる二毛作を行う場合に、黒枝豆(早生)又は未成熟とうもろこしの作付面積に応じて助成。
4	学校給食加算 (基幹)	12,000円	たまねぎ・はくさい・きゃべつ・だいこん・未成熟とうもろこし・食用かんしょ・食用ばれいしょ・きゅうり・なす・トマト・ねぎ・ブロッコリー ※JA兵庫六甲との事前出荷契約が必要
5	基本助成 (一般)	7,000円	野菜、果樹など。 <u>永年性作物(果樹)について、3年以内に新植されているものに限る</u> (令和3年度以降に植栽されたもので、補植は除く)。 ※推奨助成(4品目)を除く
6	担い手支援 加算	8,000円	野菜、果樹などを出荷する認定農業者及び認定新規就農者。 ※対象作物は項目6と同様

【交付要件】・・・①販売農家であること。

②5年に1度の水稻作付若しくは1カ月以上の水張を行うこと(ご自身で証拠書類として作業日誌、写真等を保管してください)。

【必要書類】・・・①出荷契約書、出荷伝票、生産日誌(果樹)等販売を確認できるもの

【加算イメージ】

<p>★そば：10aあたり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">町) 15,000円 (そば加算)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">県) 20,000円</div> <p>≪町) 営農活性化事業 刈取り面積10,000円≫</p>	<p>★未成熟トウモロコシ： 10aあたり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">町) 12,000円 (給食加算)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">町) 15,000円 (推奨助成)</div>
---	---

(2) 畑地化促進支援

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者を支援するもの。

対象作物	①畑地化支援※1、2	②定着促進支援※3
ア 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	175,000円/10a	2.0 (3.0※4) 万円/10a×5年間 または 10.0 (15.0※4) 万円 (一括)
イ 畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	140,000円/10a	2.0 (3.0※4) 万円/10a×5年間 または 10.0 (15.0※4) 万円 (一括)

- ※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す(地目の変更を求めるものではない)。
- ※2 令和5年度における取組が対象。
- ※3 令和5年度において畑地化した面積全体が対象。
- ※4 加工・業務用野菜等の場合

【交付対象者及び交付対象農地】

- ①令和4年度に「主食用米の作付けを行った者」または「水田活用直接支払交付金の交付対象となった者」
- ②令和4年度に「主食米の作付けを行った水田」または「水田活用直接支払交付金の交付対象となった水田」
- ③おおむね団地化された畑地を形成されていること(畑地化を検討している農地が、1団地0.5ha以上の連担地となっていること)。

- 【交付要件】・・・①5年間継続して畑作物の作付及び出荷販売を行うこと。
 ②令和5年7月1日付で水田活用直接支払交付金の交付対象水田から除外)を行うこと。

- 【必要書類】・・・①出荷契約書、出荷伝票、生産日誌(果樹)等販売を確認できるもの

(3) 経営所得安定対策

<1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）>

諸外国との生産条件の格差により不利益がある国産農産物（麦・大豆・そば等）について、標準的な「生産費」と「販売価格」の差額分に相当する額が直接交付される。

対象作物	交付金額	要件等
そば (面積払)	13,000円 / 10a	【対象面積】当年産作付面積に応じて算定。 【備考】数量払に先立って支払う。
そば (数量払)	<課税事業者> 1等 17,180円 / 45kg 2等 15,070円 / 45kg <免税事業者> 1等 18,010円 / 45kg 2等 15,900円 / 45kg	【算定方法】販売数量に応じて算定（面積払の金額を差し引いた額）。 【備考】品質の良いものを多く収穫すれば、その分が更に加算される。規格外・未検査品については対象外。検査規格の等級区分が1等・2等のみ。 ※集落営農は課税事業者向け単価になります。

【交付要件】・・・認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ
 ※集落営農とは、①組織規約の作成、②共同販売経理、③農業法人化計画、④農地利用集積計画を要件としています。

<2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）>

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットとして実施される。

猪名川町営農活性化支援事業（そば助成）

猪名川町営農活性化支援事業の1つとして、“そばの栽培支援”を行っており、野帳に基づき“そば”を作付けした場合、実収穫（刈取）面積に応じて助成金を交付しています。

- 助成金額・・・基本助成 10,000円 / 10a
 団地化加算 10,000円 / 10a （1団地1ha以上の連坦田）
 （但し、1団の農用地の傾斜が20分の1以上の場合は、0.5ha以上の連坦田も対象とする。）

農業者への支援制度

～ 交付金の算出について ～

経営所得安定対策や営農活性化支援事業に参加した場合に受け取れる交付金を下記に算出して例示します（一般的な試算ですので、実際の交付額とは異なります）。

＜例＞そば20a、野菜20aを作付し、全ての作物を出荷する農家の場合・・・

■ そば 20a

- ① 産地交付金そば（県域） $20a \times 20,000円 \div 10a = 40,000円$
- ② 産地交付金そば品質確保加算 $20a \times 15,000円 \div 10a = 30,000円$
- ③ 営農活性化支援事業（刈取り） $20a \times 10,000円 \div 10a = 20,000円$

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = 90,000円$$

■ 野菜 20a

$$20a \times 7,000円 \div 10a = 14,000円$$

以上により、交付金総額 104,000円 となります。

なお、経営所得安定対策の交付金は販売農家であることが確認されなければ交付されません。そのため、販売伝票など出荷されたことが確認できる書類が必要になります。

- (例) 道の駅いながわに出荷される人・・・「出荷者精算書（毎月15日、月末発行）」
量販店等に出荷している人・・・出荷販売契約書、出荷伝票、売上傳票など
知人などに販売している人・・・販売を確認できる領収書など
無人の屋台で販売している人・・・生産記録など

※出荷が確認できない場合（伝票等が提出できない場合）は、交付対象外となります。

※畑作物の直接支払交付金の交付される場合（免税事業者向け単価、そば2等の場合）
（認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ）

そば【面積払】 $20a \times 13,000円 \div 10a = 26,000円$
【数量払】 $70kg \times 20a \times 15,070円 \div 10a \div 45kg = 46,000円$
 $46,000円 - 26,000円 = 20,000円$
※平均単収 70kg/10a とした場合

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けが困難な農地として、次のいずれかにも該当するもの
 - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地



[令和3年12月に決定した方針]

- ・ 5年間に一度も水張り（水稲作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稲の作付けが行われていない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参) 農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

[令和4年秋に具体化された内容]

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない



[目的]

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

経営所得安定対策等交付金交付申請書 (様式第1号)の記入例

A (表面)

【収入保険の加入状況】
加入状況を「○」印で記入してください。
集落営農で、収入保険に加入している構成員がいる場合には、その人数を記入してください。

【営農開始・法人設立からの期間】
2年以上か2年未満のいずれかに「○」印をつけてください。

【ゲタ対策】
麦・大豆・そば・なたねを播種前契約等に基づき作付し、出荷販売される認定農業者・認定新規就農者・集落営農の方が対象です。

【交付対象作物等の確認】
交付金の対象となる作物毎に生産・販売の予定があれば「ある」、なければ「ない」に「○」印をつけてください。
ナラシ対策に加入される方は、必ず主食用米の生産販売の有無を記入してください。

【みどりの食料システム戦略】
ご存じかどうかの調査です。該当するものに「○」印をつけてください。

【登録済の振込口座】
交付金の振込口座を新規登録又は変更したい方は、「新規」又は「変更あり」に「○」印をつけ、「口座届出書」等を併せて提出してください。

【交付申請者】

氏名、住所、電話番号、生年月日など所定事項を記入してください。
氏名・住所等が印字されている方は、内容を確認してください。
訂正される場合は二重線で削除し、周囲の見やすい部分に訂正後の内容を記入してください。

- * 訂正印及び申請者の押印は不要です。交付決定通知の大印も廃止しています。
- * 電話番号は、携帯電話をお持ちの方は、その番号の記入をお願いします。(任意)
- * 生年月日は、電話でお問い合わせをいただく際に、本人確認のため使用しますので、必ず記入してください。法人・組織においては、代表者の生年月日を記入してください。

様式第1号A 経営所得安定対策等交付金交付申請書 令和5年度

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

申請年月日 令和5年6月1日

生年月日 S 40年1月2日

フリガナ キンキ アキラ

氏名又は法人・組織名 近畿 あきら

フリガナ

代表者氏名(法人・組織のみ) (〒 123 4567)

住所 京都府〇〇市 〇〇町△△△1234番地

経営形態 個人 集落営農(構成員) 法人

認定状況 認定農業者 認定新規就農者 集落営農(ゲタ・ナラシ対象) 認定なし

収入保険の加入状況 加入している 加入していない

収入保険に加入している構成員の有無(「有」の場合、当該構成員の人数) 有()人 / 無

営農開始・法人設立からの期間 2年以上 2年未満

前年の税務申告の状況 青色申告 白色申告

前年の税務申告の状況(組織としての状況を記載) 各構成員が申告(組織として申告なし) 青色申告 白色申告

② 交付申請内容(令和5年度の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年度の申請状況は参考です。

交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請	収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請
令和5年度の申請	する <input checked="" type="checkbox"/> / しない <input type="checkbox"/>	する <input checked="" type="checkbox"/> / しない <input type="checkbox"/>
参考)前年度の申請状況	事業名 水田活用の直接支払交付金の申請	畑作物産地形成促進事業の申請
令和5年度の申請	する <input checked="" type="checkbox"/> / しない <input type="checkbox"/>	する <input checked="" type="checkbox"/> / しない <input type="checkbox"/>
参考)前年度の申請状況	事業名 コメ新市場開拓等促進事業の申請	畑作物産地形成促進事業の申請
令和5年度の申請	する <input checked="" type="checkbox"/> / しない <input type="checkbox"/>	する <input checked="" type="checkbox"/> / しない <input type="checkbox"/>
参考)前年度の申請状況	事業名 水田活用の直接支払交付金の申請	畑作物産地形成促進事業の申請

③ 交付対象作物等の確認(該当する欄に○を付けてください)

交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無
主食用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	てん菜	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	新市場開拓用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>
小麦	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	でん物原料用ばれいしよ	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	飼料作物	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>
二条大麦	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	飼料用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	そば	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>
六条大麦	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	米切用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	なたね	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>
はだか麦	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	WOS用種	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	水田農業者等への交付対象作物	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>
大豆	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	加工用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	水田農業者等への交付対象作物	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>

④ みどりの食料システム戦略について(該当する欄に○を付けてください)

実践している	実践する予定	知っているが未実践	知らない
--------	--------	-----------	------

⑤ 各種誓約事項(該当する欄に○を付けてください)

登録済の振込口座	「個人情報の取扱い」に同意した内容について
変更なし <input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/>	同意する <input checked="" type="checkbox"/> / 同意しない <input type="checkbox"/>

【水田活用の直接支払交付金】
水田で主食用米以外の対象作物を作付けし、出荷・販売される方が対象です。

【コメ新市場開拓等促進事業】
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。

【ナラシ対策】
農産物検査を受検するなど一定の品質等を確認した米・麦・大豆の出荷販売をされる認定農業者・認定新規就農者・集落営農の方が対象です。

【畑地化促進事業】
水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に一定期間継続的支援を行います。

【個人情報の取扱い】
「個人情報の取扱い」をお読みください。訂正手続きや書類の提出が軽減されますので、同意をお願いします。

【産地交付金の交付対象作物】
交付対象となる高収益作物等がある場合は「ある」に「○」印をつけてください。

【水田農業高収益化推進助成対象作物】
交付対象となる野菜等がある場合は、「ある」に「○」印をつけてください。

【畑作物産地形成促進事業】
実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

(公 印 省 略)
4 兵農活協 (水) 第 45 号
令 和 4 年 12 月 2 日

猪名川町地域農業再生協議会長 様

兵庫県農業活性化協議会
会長 澤本 辰夫

令和 5 年産米の市町別の生産目安の提供及びその活用について

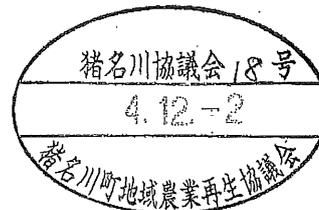
平素は、本県農業の活性化につきまして格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 5 年産の市町別の生産目安につきましては、国から提示された需給見通し、県産米の需給動向、各地域協議会に対して実施した作付けに関する意向調査の結果、農地の利用状況及び他作物の作付状況を総合的に勘案した上で、下記のとおり算定しましたので、情報提供いたします。

この情報の貴地域における活用方法については、地域の実情を踏まえ、下記数値を加減等調整して集落単位で提供するかなどを御判断いただき、貴地域での需要に応じた主食用米生産につなげていただくよう、よろしく申し上げます。

記

- 1 令和 5 年産主食用米の生産目安 : 847 t (面積換算値 : 173 h a)
- 2 1 の算定に当たり用いた単収 : 489 k g / 10 a



令和5年産米の集落別の作付予定面積調査結果一覧表

猪名川町地域農業再生協議会

予定数量	774 t
予定面積	158.3 ha
基準単収	489 kg/10a

生産目安	847 t
面積換算	173.0 ha
基準単収	489 kg/10a

集落番号	集落名	水田面積 (a)	令和5年産米の需要量に関する情報								〈参考〉令和4年産米の作付状況				
			作付予定面積												
			水 稻				そば				水 稻			そば	
			主食用米 (a)	4年産との 比較	新規需要米 (a)	加工米 (a)	予定数量 (玄米kg)	(30kg/袋)	(a)	2年産との 比較	作付目標 面積 ① (a)	主食作付 面積 ② (a)	その他 水稲	作付率 ②/①	作付面積 (a)
1	原	1,273.0	578.4	▲ 10.6	0.0	0.0	28,284	943	83.7	8.0	616.4	589.0		95.6	75.7
2	内馬場	694.2	249.3	9.9	0.0	0.0	12,191	406	38.8	1.9	242.3	239.4		98.8	36.9
3	民田	767.8	425.5	0.0	0.0	0.0	20,807	694	23.6	0.0	426.2	425.5		99.8	23.6
4	上阿古谷	2,325.9	1,334.2	▲ 61.4	0.0	0.0	65,242	2,175	54.8	▲ 7.7	1,493.6	1,395.6		93.4	62.5
5	下阿古谷	1,120.4	620.6	▲ 78.2	0.0	0.0	30,347	1,012	27.6	0.0	721.1	698.8		96.9	27.6
6	北田原	1,243.6	508.5	▲ 33.9	0.0	0.0	24,866	829	0.0	0.0	551.2	542.4		98.4	0.0
7	南田原	1,255.1	547.9	46.7	0.0	0.0	26,792	893	36.3	▲ 11.7	525.1	501.2		95.4	48.0
8	北野	260.0	171.6	20.1	0.0	0.0	8,391	280	0.0	0.0	180.8	151.5		83.8	0.0
9	紫合	2,035.2	1,014.8	10.7	0.0	0.0	49,624	1,654	78.7	19.1	1,071.6	1,004.1		93.7	59.6
10	柏梨田	468.4	167.7	0.0	0.0	0.0	8,201	273	0.0	0.0	170.1	167.7		98.6	0.0
11	上野	880.8	356.6	0.0	0.0	0.0	17,438	581	79.8	▲ 6.8	344.8	356.6		103.4	86.6
12	広根	1,446.9	870.3	12.4	0.0	0.0	42,558	1,419	0.0	0.0	851.5	857.9		100.8	0.0
13	銀山	156.0	60.6	0.0	0.0	0.0	2,963	99	0.0	0.0	55.0	60.6		110.2	0.0
14	猪淵	381.8	128.5	0.0	0.0	0.0	6,284	209	65.6	0.0	129.7	128.5		99.1	65.6
15	肝川	861.0	459.6	0.0	0.0	0.0	22,474	749	0.0	0.0	471.6	459.6		97.5	0.0
16	差組	437.5	218.0	7.1	0.0	0.0	10,660	355	0.0	0.0	214.3	210.9		98.4	0.0
17	万善	743.1	128.2	▲ 12.1	0.0	0.0	6,269	209	38.4	▲ 9.5	115.4	140.3		121.6	47.9
18	槻並	3,719.4	1,607.1	▲ 148.9	0.0	0.0	78,587	2,620	217.4	▲ 22.7	1,814.2	1,756.0		96.8	240.1
19	木津上	1,356.4	464.5	▲ 3.5	0.0	0.0	22,714	757	48.3	0.0	497.7	468.0		94.0	48.3
20	木津	576.8	370.9	0.0	0.0	0.0	18,137	605	0.0	0.0	400.1	370.9		92.7	0.0
21	木間生	540.6	275.3	4.0	0.0	0.0	13,462	449	0.0	0.0	271.4	271.3		100.0	0.0
22	朽原	1,102.1	456.0	▲ 4.6	0.0	0.0	22,298	743	0.0	0.0	452.9	460.6		101.7	0.0
23	林田	707.9	110.8	▲ 16.5	0.0	0.0	5,418	181	0.0	0.0	128.4	127.3		99.1	0.0
24	笹尾	1,587.9	834.0	148.5	0.0	0.0	40,783	1,359	410.9	▲ 149.1	687.3	685.5		99.7	560.0
25	清水	829.6	362.7	▲ 46.4	0.0	0.0	17,736	591	26.6	0.0	386.1	409.1		106.0	26.6
26	清水東	843.7	603.4	32.2	0.0	0.0	29,506	984	40.1	0.0	601.1	571.2		95.0	40.1
27	仁頂寺	328.8	118.5	▲ 9.8	0.0	0.0	5,795	193	0.0	0.0	144.7	128.3		88.7	0.0
28	島	445.3	230.8	0.0	0.0	0.0	11,286	376	10.8	0.0	233.1	230.8		99.0	10.8
29	鎌倉	884.8	468.7	▲ 23.8	0.0	0.0	22,919	764	21.1	0.0	540.1	492.5		91.2	21.1
30	杉生	1,237.7	547.8	▲ 33.3	0.0	0.0	26,787	893	0.0	0.0	599.0	581.1		97.0	0.0
31	西畑	799.8	495.7	12.6	0.0	0.0	24,240	808	135.4	▲ 41.5	481.7	483.1		100.3	176.9
32	柏原	2,739.4	1,048.2	71.1	0.0	0.0	51,257	1,709	233.8	0.0	1,080.3	977.1		90.4	233.8
33	農会外	2,532.3	0.0	▲ 681.0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	697.2	681.0		97.7	0.0
	合 計	36,583.2	15,834.7	▲ 788.7	0.0	0.0	774,316	25,812	1,671.7	▲ 220.0	17,196.0	16,623.4	0.0	96.7%	1,891.7

※ 四捨五入により計算の値が一致していない場合もある。▲はマイナス
 ※ 袋数は、集落の生産数量目標を30kgで割った数値で、少数点以下は四捨五入している。

【別紙】

令和5年産市町別主食用米の生産目安 (全体数量及び面積換算値)

兵庫県における主食用米の生産目安 150,000 玄米トン
(同面積換算値) 29,940 ha

市町名	令和5年産市町別主食用米の生産目安		(参考) 令和4年産 生産目安面 積との比較 ha
	玄米トン	面積換算値 ha	
神戸市	9,656	1,886	0
尼崎市	168	35	0
西宮市	281	59	0
芦屋市	4	1	0
伊丹市	178	36	0
宝塚市	801	163	0
川西市	213	43	0
三田市	4,313	852	0
猪名川町	847	173	0
明石市	1,434	277	△ 6
加古川市	5,481	1,038	0
高砂市	527	103	0
稲美町	4,076	779	0
播磨町	100	20	0
西脇市	1,405	287	0
三木市	3,408	704	44
小野市	4,811	931	0
加西市	8,020	1,554	0
加東市	3,618	721	0
多可町	2,211	473	0

市町名	令和5年産市町別主食用米の生産目安		(参考) 令和4年産 生産目安面 積との比較 ha
	玄米トン	面積換算値 ha	
姫路市	9,098	1,794	0
神河町	1,581	336	0
市川町	1,798	367	△ 38
福崎町	1,559	306	△ 19
相生市	859	168	0
赤穂市	1,969	382	0
上郡町	2,002	396	0
佐用町	3,391	689	0
たつの市	6,291	1,201	0
宍粟市	4,286	893	0
太子町	934	180	0
豊岡市	12,951	2,559	0
香美町	2,312	478	0
新温泉町	2,458	502	0
養父市	3,269	663	0
朝来市	4,527	905	0
丹波篠山市	10,741	2,166	13
丹波市	13,174	2,750	0
洲本市	3,803	749	0
南あわじ市	7,333	1,452	0
淡路市	4,494	892	0

※端数処理しているため、各市町の数値の合計と県全体数値は一致しません。

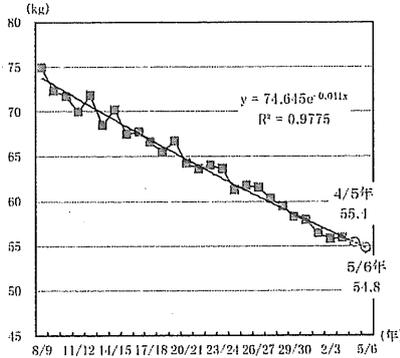
令和5年産主食用米の生産目安 参考情報

兵庫県農業活性化協議会作成

1 全国の米の需要動向(令和4年10月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

平成20年をピークに人口が減少局面に入ったことを踏まえ、より実情に即した需要見通しを算出する観点から、平成30年産から1人当たり消費量(推計値)に人口(推計値)を乗じて算出される。

将来の1人当たり消費量の推計



将来の1人当たり消費量(推計値)に人口(推計値)を乗じて需要見通しを算出

	4/5年	5/6年
1人当たり消費量(推計値) ①	55.4kg	54.8kg
	4年	5年
人口(推計値) ②	124,750千人	124,189千人
	4/5年	5/6年
需要見通し ①×②	690.9万トン	680.3万トン

2 全国の令和5/6年の需給見通し(令和4年10月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

令和5/6年主食用米等需要量は680万トンと見通され、令和5年産主食用米等生産量は、令和4年産と同水準の作付面積としても需要量を下回る669万トンとなるため、令和4年産と同水準の作付面積として669万トンと設定。

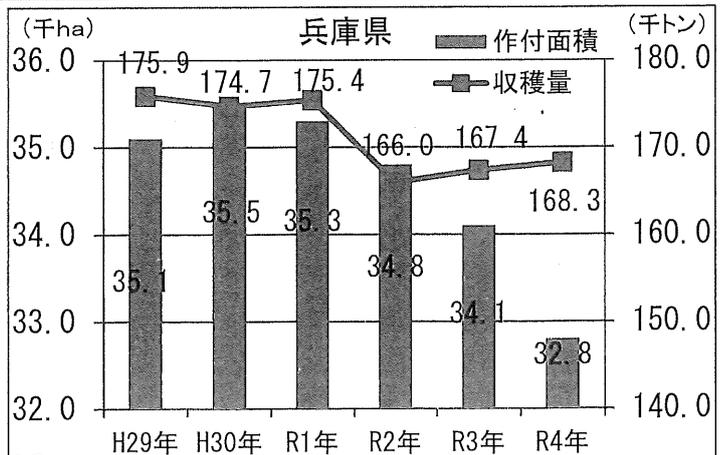
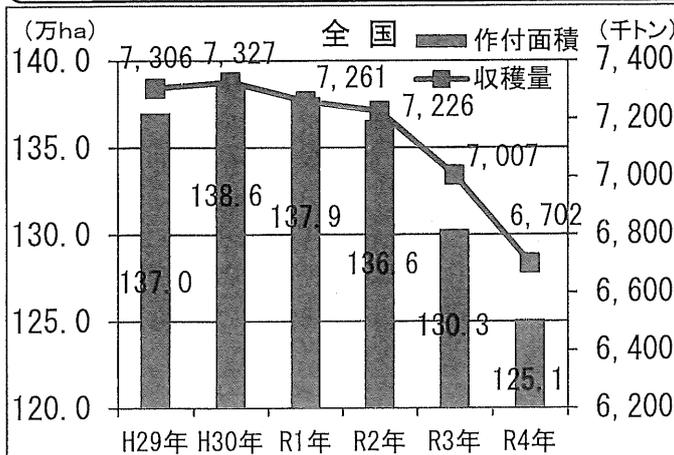
(単位:万トン)

令和5/6年	令和5年6月末民間在庫量	E	191 ~ 197
	令和5年産主食用米等生産量	F	669
	令和5/6年主食用米等供給量計	G = E + F	860 ~ 866
	令和5/6年主食用米等需要量	H	680
	令和6年6月末民間在庫量	I = G - H	180 ~ 186

3 主食用米の生産状況(全国と兵庫県の比較)

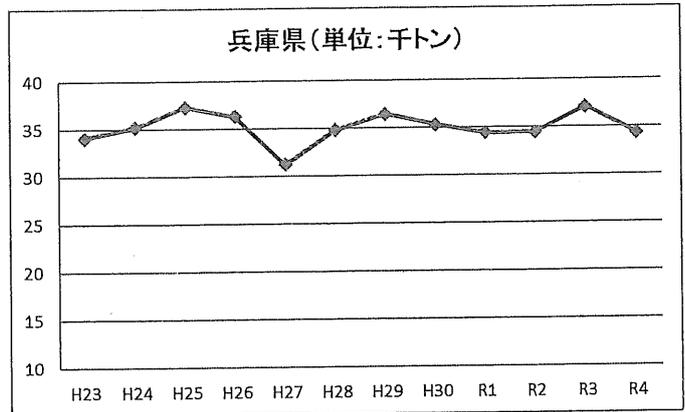
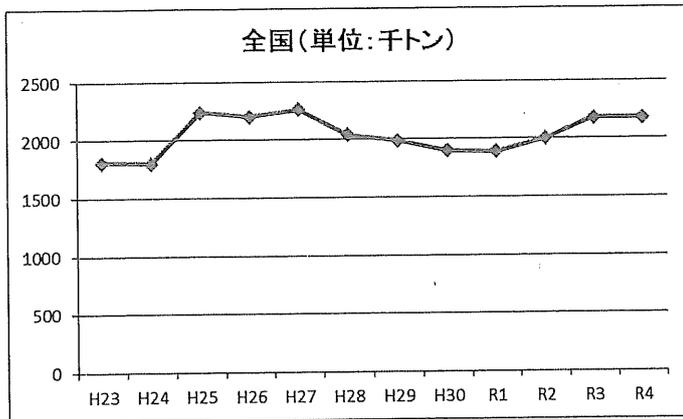
令和4年産の作付面積は、全国、兵庫県ともに前年から減少した。10aあたり予想収穫量は、全国では8月上旬からの大雨と日照不足等により前年比減であったが、兵庫県ではおおむね天候に恵まれ、病害虫の発生も一部地域に限定され前年比増となった。結果、収穫量は、全国では前年比減となったが、兵庫県では前年比増となっている。

【出典:令和4年産水陸稲の収穫量(令和4年11月9日公表)より】



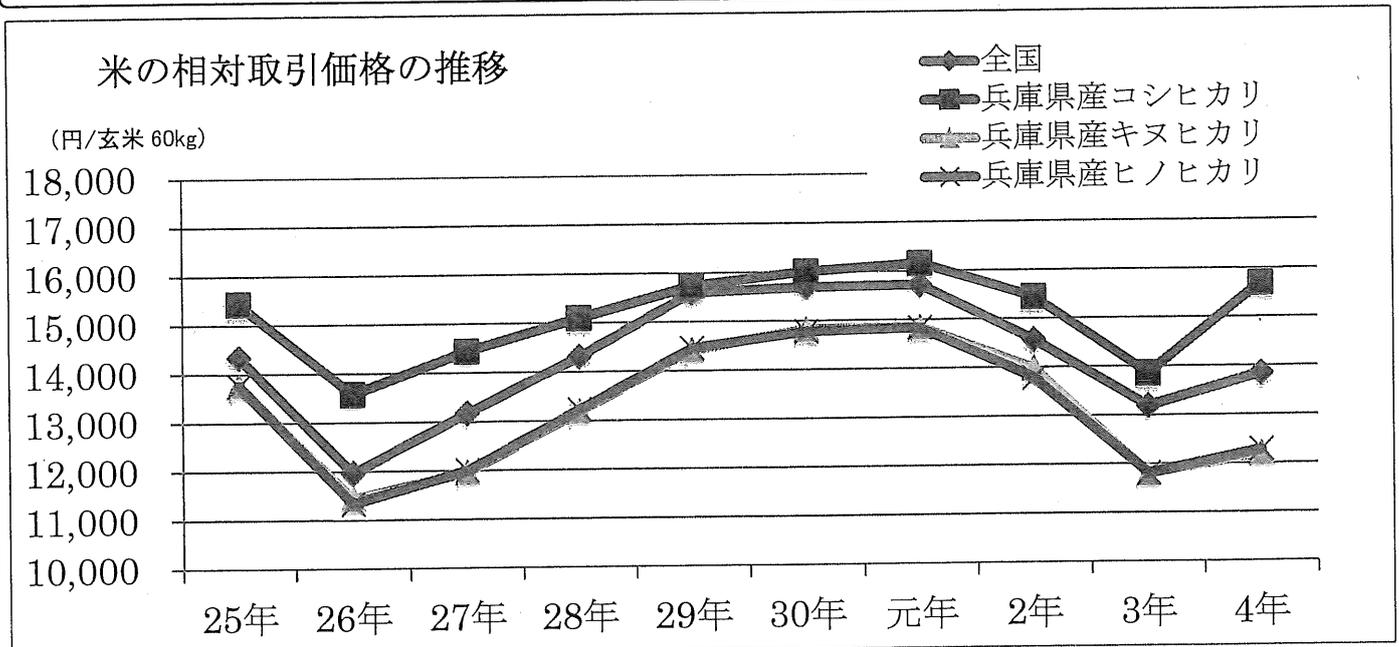
4 米の6月末在庫状況(令和4年7月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

全国段階の在庫については、近年の増加傾向から、R4年6月末時点では横ばいとなったが、国が価格安定の目安としている200万トンを上回っている。
 兵庫県の在庫については、前年比減で推移。



5 米の価格動向(全銘柄平均と県産米との出荷業者と卸売業者との間での相対取引価格の比較)

平成26年産以降、米価は上昇傾向で推移していたが、令和2、3年産は前年比減で推移。
 令和4年産については全国・兵庫県ともに、前年比増で推移。



※ 4年産の価格は、出回り～4年10月の平均価格。

【出典:米に関するマンスリーレポート11月号(農林水産省作成・公表)】

◇兵庫県農業活性化協議会では、令和5年産米の作付判断の参考としていただけるよう、主食用米の生産目安と併せて、米の生産をめぐる国・県の情報を提供しております。地域の関係者や生産者の皆様には、これらの情勢を注視しながら、最寄りのJAや集荷業者等と早めに御相談いただき、売り先・行き先を確保した米の生産に取り組んでいただきますようお願いいたします。

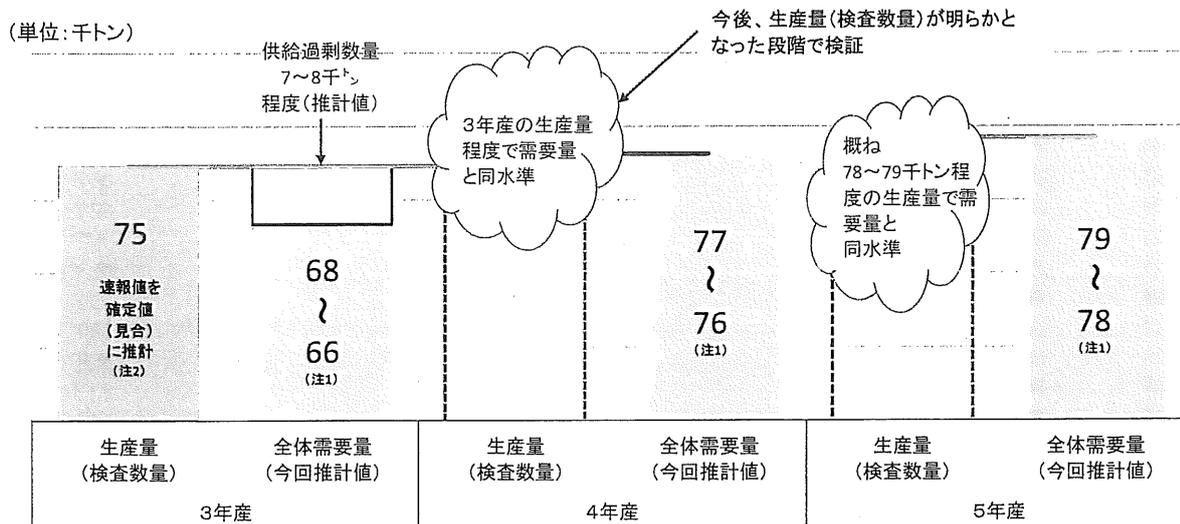
令和5年産酒造好適米 参考情報

兵庫県農業活性化協議会作成

1 全国の酒造好適米の需給見通し(酒造好適米等の需要量調査結果(令和4年9月)より)

- 令和3年産については、全体需要量と生産量を比較すると、7~8千ト程度供給過剰となっていると推計され、令和4年産全体需要量については、令和3年産の全体需要量から+2千ト程度増加となっている。
- 令和5年産については、生産量を全体需要量と同水準とするためには、78~79千ト程度の生産量とする必要がある。なお、在庫状況並びに令和4年産に生産及び需要動向によっては、令和5年産の生産量の調整が必要となることも考えられる。

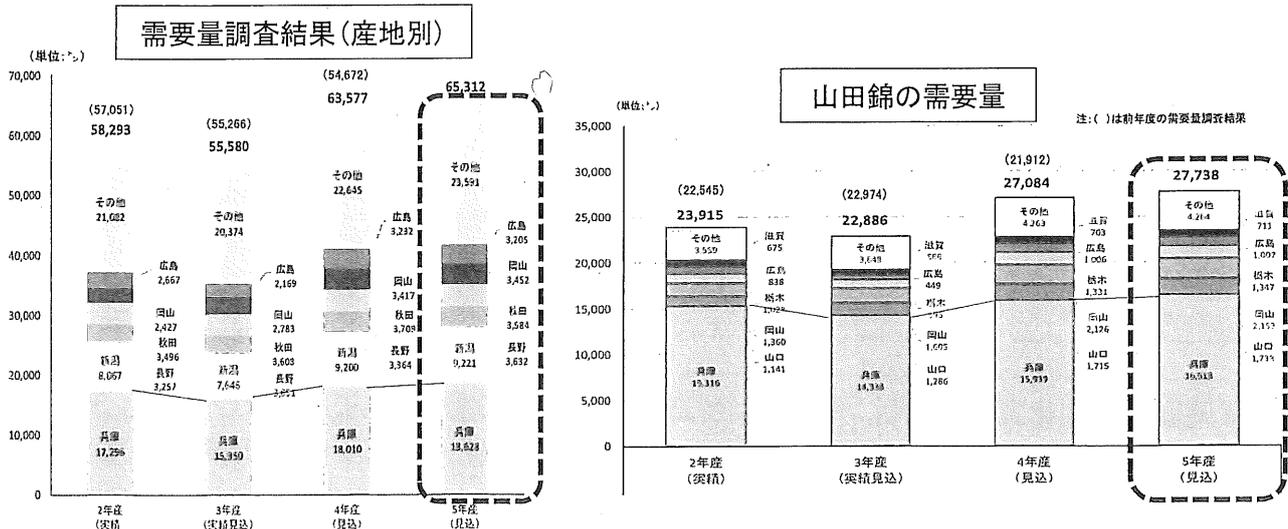
酒造好適米(醸造用玄米)の全体需給の状況



注1: 各年産の全体需要量(今回推計値)は、今回の需要量調査の数量ベース回収率が、令和2年産酒造好適米の全体需要量(69~71千ト)と今回調査の令和2年産の需要量(約58千ト)から約82~84%と推計されるため、各年産の今回調査結果の需要量を当該割合で除することにより算出。
 注2: 生産量は、農産物検査数量(醸造用玄米)の値。ただし、令和3年産は、令和4年3月31日現在の速報値を直近3カ年の3月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計。

2 産地別の需要量調査結果(酒造好適米等の需要量調査結果(令和4年9月)より)

- 令和5年産の兵庫県産酒造好適米の需要量(見込)は、前年産よりやや増加している。
- 兵庫県産山田錦の需要量についても、前年からやや増加すると見込まれている。



注:()は前年度の需要量調査結果

【その他参考情報】

○ 令和3年産酒造好適米の生産状況(日本酒をめぐる状況(令和4年10月)より)

- 令和3年産酒造好適米の生産量は、約7.5万トンとなっており、このうち、兵庫、新潟、岡山、秋田、長野の5県で約6割を占めている。
- 酒造好適米の中でも、特に「山田錦」は全国の酒造メーカーからのニーズが多く、兵庫県は全生産量の約60%を占めているが、微減している。

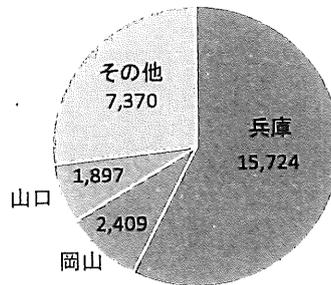
酒造好適米の産地別生産量の推移

(単位:トン)

	平成	30年産	令和			シェア
	29年産		元年産	2年産	3年産	
全国計	102,400	95,856	96,454	85,179	74,616	100%
兵庫	28,377	25,606	25,766	22,338	20,684	28%
新潟	12,316	12,404	12,000	11,223	8,861	12%
岡山	6,283	5,251	5,704	4,029	4,620	6%
秋田	4,821	4,637	5,010	4,613	3,964	5%
長野	6,294	5,786	5,962	4,982	3,539	5%
その他	44,310	42,172	42,012	37,995	32,949	44%

【山田錦】

(単位:トン)



	3年産	
	生産量	シェア
兵庫	15,724	57%
岡山	2,409	9%
山口	1,897	7%
その他	7,370	27%

資料:「農産物検査結果」(農林水産省)

注:令和3年産は、令和4年3月31日現在の速報値を直近3カ年の3月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計したもの。

○ 日本酒の出荷状況(米に関するマンスリーレポート(令和4年10月)より)

- 日本酒の国内出荷量については、近年、減少傾向で推移しているが、平成30年以降は減少幅が大きくなり、これまで堅調に推移していた特定名称酒についても減少に転じた。
- 令和2年産以降については、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、業務用を中心に日本酒の国内出荷量が大幅に減少しており、特に酒造好適米を多く使用する特定名称酒が大幅に減少。
- 輸出については、海外での日本食ブーム等を背景に増加傾向で推移しており、令和3年には対前年比+47%と大幅に増加している。

日本酒の国内出荷量の推移

(千hl)

	10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	
													11~7月	対前年増減
日本酒国内出荷量	1,133	871	659	580	566	555	540	533	495	467	419	404	189	92%
特定名称酒	291	221	174	164	167	173	178	179	171	165	142	138	69	103%
吟醸酒	34	30	20	21	24	25	24	24	23	22	20	19	9	98%
純米吟醸酒	25	26	24	29	32	37	42	45	45	45	40	42	22	107%
純米酒	62	54	57	58	59	62	65	67	64	62	55	53	26	100%
本醸造酒	169	111	73	56	52	49	46	43	38	35	27	24	11	104%
一般酒	842	650	485	416	399	382	362	353	324	302	276	266	120	86%

資料:日本酒造組合中央会調べ、年は暦年。令和4年は概算値。また、令和4年については、京都府のデータが3月以降未集計となっている。

注1:清酒は、一般酒のほか、原料米及び製造方法などの諸条件(原料、精米歩留)により、吟醸酒、純米酒、本醸造酒等に分類され、これらを総称して「特定名称酒」という。一般酒は日本酒国内出荷量から特定名称酒の数量を差し引いて算出。
2:国内出荷量には輸出量は含まれていない。

日本酒の輸出量の推移

(千hl)

	10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	
													11~7月	対前年増減
日本酒輸出量	8	8	12	16	16	18	20	23	26	25	22	32	20.9	118%
アメリカ合衆国	1	2	4	4	4	5	5	6	6	6	5	9	5.8	128%
中華人民共和国	0	0	0	1	1	2	2	3	4	5	5	7	4.0	98%
香港	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	1.6	90%
台湾	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	1.7	112%
大韓民国	0	0	2	4	3	3	4	5	5	3	2	2	2.1	151%
その他	2	2	3	4	4	5	5	6	6	6	5	8	5.6	134%

資料:「貿易統計」(財務省)、年は暦年。

◇ 兵庫県農業活性化協議会では、令和5年産酒造好適米の作付判断の参考としていただけるよう、国の需要量調査の結果等を基に、参考情報を提供しております。

なお、酒造好適米の生産については、酒造メーカーとの全量契約栽培が基本となりますので、地域の関係者や生産者の皆様には、これらの情勢を注視しながら、最寄りのJAや集荷業者等に早めに需要の動向を御確認いただき、売り先・行き先を確保したうえで取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和5年産の業務用米・加工用米等の契約栽培等出荷相談先リスト

用途	取扱業者	取扱地域	対象品種	各種取引条件				相談先・連絡先 (電話、メールアドレス)	契約相談 期間
				生産条件 等	価格条件 等	取引条件等 その他	最低取扱 数量		
業務用米	(株)神明	全域	指定無し	別途協議	別途協議	農産物検査が必要。 長期保管の対応ができれば 助かります。	12t以上	(株)神明 農産部 Tel 078-371-4701	指定無し
加工用米	(株)神明	全域	指定無し	別途協議	別途協議	農産物検査が必要。 長期保管の対応ができれば 助かります。	12t以上	(株)神明 農産部 Tel 078-371-4701	指定無し
加工用米	JA丹波ひかみ	丹波市	指定無し	なし	なし	事前に出荷契約を締結(3カ 年)	30kg	JA丹波ひかみ 営農経済部 Tel 0795-82-5349 thk.shinkou@jamaail.hyogo.jp	随時
業務用米	藤本糧穀	全域	指定無し	相談	相談	相談	相談	0795-22-7031	随時

※1 上記リストは、令和5年産米についての内容です。

※2 当リストに掲載されている内容については、令和4年11月29日現在で取扱業者から提供いただいた情報に基づき記載しております。
具体的な取引条件等につきましては、双方で調整・決定いただくこととなりますので、その旨御理解願います。

※3 取引の内容や結果に関し、当協議会はその責任を負いかねますので御留意ください。

転作現地確認について

令和5年6月中旬頃から町職員及びJA職員による転作田の現地確認を実施いたします。

つきましては、現地確認に先立ち、各農会より提出された水稻生産実施計画書及び営農計画書に基づき、作付け状況を記載した「令和5年度 現地確認票」を各農会長宅へお届けいたしますので、配布されましたら速やかに該当農家に配布していただくと共に、速やかに圃場に掲示していただきますようお願いいたします。

なお、本年度につきましても前年度に引き続き農会長の立会は中止し、町職員及びJA職員のみで実施いたします。

<現地確認表見本> *6月上旬に配布予定

令和5年度経営所得安定対策等現地確認票	
地域協議会	008 猪名川町地域農業再生協議会
農協	010 兵庫六甲
市町村	008 猪名川町
地区	001 中谷地区
集落	000 中谷
申請者番号	中谷 0005
地名・地番	キタバタケ11-1
作付面積	550 m ²
作物名等	トマト

配布されましたら速やかに該当するほ場に掲示してください。

可能な限り、竹杭などで固定し、道路（農道）から視認できるところに掲示をお願いいたします。

野帳の記入について

(水稲生産実施計画書及び営農計画書兼水稲共済細目書異動申告票)

- ※ 記入例を添付しております。
- ※ 営農計画書は経営所得安定対策における確認書類としても使用します。

■記入の手順■

1. 印字されている「住所」「氏名」「地名・地番」等を確認してください。
 - ※ 営農計画書には、令和4年度の営農計画書の実績が印字されています。

2. 令和5年度の営農計画を記入してください。

(1) 水稲の場合

- ①【水稲作付(申込)面積】欄に面積を記入してください。
- ②【水稲品種名】欄に品種名を記入してください。

(2) 野菜等を作付する場合

- ①【転作等の面積】欄に面積を記入してください。
- ②【転作等作物名】欄に作付する品目を記入してください。

※1 複数の品目(野菜)を作付する場合、主な作物1種類のみを記入してください(出荷する場合は、出荷作物名を記入してください)。

※『大豆』は、未熟豆(枝豆)と成熟豆(大豆)で交付対象事業が異なります。枝豆は野菜として、大豆は戦略作物及び畑作物として扱われるため、区別して記入してください。

また、黒大豆又は白大豆のいずれかも区別して記入してください。

※2 「黒枝豆(早生)とそば」「未成熟とうもろこしとそば」による二毛作を行われる方は、基幹作(そば)を【転作等作物名】欄に記載し、二毛作(黒枝豆(早生)と未成熟とうもろこしを【裏作物】欄に記載してください。

- ③出荷する場合、【出荷販売目的】欄に○を付けてください。

(3) 新規需要米・加工用米等を作付する場合

- ①【転作等の面積】欄に面積を記入してください。
- ②【転作等作物名】欄に作付する品目及び品種名を記入してください。

(4) 調整水田又は保全管理の場合

- ①【転作等の面積】欄に面積を記入してください。
- ②【転作等作物名】欄に「調整水田」又は「保全管理」と記入してください。

※調整水田は水張して水稲を作付しない水田、又は、分筆をして作付しない水田面積を指し、保全管理は作付をせず草刈等の管理のみをする圃場を指します。

(5) 水田活用の直接支払交付金の対象農地の場合

5年間に1度水張り（水稲作付）がされることが要件となりますので、営農計画書の営農情報欄に「〇年〇月〇日～〇月〇日まで湛水」と記載してください。※今後、写真等の提出が求められる可能性があるため、水張を実施された場合は、ご自身で写真を保管する等の対応をお願いいたします。また、連作障害による収量低下が発生していないことの記録が必要となりますので、作業日誌に前作と後作の収量を記録するなどの対応をお願いいたします。

3. 5部複写になっています。切り離さず、農家控えも含め 5枚すべてを提出 してください。

■留意事項■

- ① 印字されている「住所」「氏名」「地名・地番」等が間違っている場合は、記入例のように訂正してください（実際の耕作者を記入してください）。
※記載の名前が経営所得安定対策交付金の交付申請対象者となります。

- ② 「面積」は、アール以下2桁（例：1. 50a）で記入してください。
1町=100a ・ 1反=10a ・ 1畝=1a

- ③ 「水稲品種名又は転作等作物名」には具体的な品種名又は作物名を記入してください。
複数品目を作付されている場合は主な作物を記入してください。
・出荷する場合 → 出荷作物名を記入してください。
・出荷しない場合 → 主に栽培される作物名を記入してください。

※果樹：植栽年を必ず記入してください。3年以内に新植された永年作物のみ交付対象となります。

※大豆：未熟豆（枝豆）と成熟豆（大豆）で交付対象事業が異なります。
枝豆は野菜として、大豆は戦略作物及び畑作物として扱われるため、区別して記入してください。また、黒大豆又は白大豆のいずれかも区別して記入してください。

※やむを得ず作付できない場合は、調整水田、保全管理とご記入ください。

- ④ 出荷販売する場合は、必ず「出荷販売目的」に“〇”を記入してください。
- ◆ 経営所得安定対策交付金を申請される農家は、必ずほ場ごとに「出荷販売目的」を記入してください。出荷される場合は『〇』、出荷されない場合は未記入となります。
 - ◆ 経営所得安定対策では、出荷が交付要件となっています。そのため、「出荷販売目的」に〇を記入されたほ場だけが、交付金の対象となります。
〇が記入されていないほ場は、出荷していないということになり、経営所得安定対策交付金の対象になりません。
 - ◆ 経営所得安定対策交付金を受けるには、出荷販売伝票、売り上げ伝票、生産日誌などが必要となります。出荷販売伝票等を確認できない場合は、交付金が支払われないことがあります。

- ⑤ 1枚の農地で異なる作物を作付けする場合（「上記分筆」と記入）は、それぞれの作物名と面積を記入してください。
- なお、水稲、そば、大豆、枝豆以外に転作作物を作付けする場合は、主要な作物名（出荷する場合は、出荷作物名）を記入してください。

■農地の権利の異動等について■

- ① 農地法による許可を受けて、所有権移転をした場合（売買・贈与等）
- （ア）譲渡人は、譲受け相手先 および 許可年月日を記入
- （イ）譲受人は、譲渡し相手先 および 許可年月日を記入
- ② 農地法による許可又は届出によって農地転用をした場合（住宅・倉庫等）
- 許可または、届出受理年月日を記入
- ③ 公共事業によって買収された場合（道路・河川等）
- 契約年月日を記入
- ④ 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地の貸し手・借り手の申し出によって利用権の設定・移転計画をとりまとめるもの）で、農業委員会の決定を経て公告することにより農地の貸し借りをを行っている場合
- 届出年月日を記入
- * 営農計画書は、猪名川町に住所を定めている農家が対象です。町外にお住まいの人は、居住地で営農計画書を提出することになります。
- * 農地の貸し借りには届出が必要です。
- * 農地利用権移動・地籍の面積等の変更について情報提供してもらい、修正しています。



本年度より、水田活用直接支払交付金における交付対象水田の5年水張ルールが具体化され、5年間に1度も水張り（水稲作付が基本）が行われていない農地は交付対象とされないことになりました。

水張を行ったことの確認は自己申告制としますので、営農計画書に水張りをを行った年度を記載していただくとともに、ご自身で証拠書類として作業日誌及び写真等を保管していただく等の対応をお願いいたします。

また、水稲作付ではなく、連作障害を防ぐための1カ月以上の水張を行った場合には、湛水する前作と後作の収量比較が必要となりますので、作業日誌に収量を記載する等の対応をお願いいたします。

<問合せ先>

猪名川町地域振興部農業環境課

（農政担当 橋岡・田中）

TEL 766-8709

営農計画書 ～記入例～

種番	地番	区下	町	市町	支庁	地区	集落	電話	生産者番号	生産者氏名	住所	氏名
012-766-0001	南畑3	川辺郡猪名川町上野字北畑	猪名川	太郎	次郎							

小	中	大	計
10.00	3.20	7.50	20.70

耕作地番号	地名・地番	水稲作付最終年	水稲作付面積	転作等作付面積	転作等作付最終年								
1	キタハタ 1	8.00	8.00	8.00	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022
2	キタハタ 4-5	3.20	1.20	1.20	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022
3	ミナミハタ 3	7.50	2.00	2.00	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022
4	ミナミハタ 7	2.10	2.10	2.10	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022
5	ヒガシハタ 1	5.50	5.50	5.50	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022
6	ヒガシハタ 2	4.40	4.40	4.40	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022

転作等作付面積	転作等作付最終年												
8.00	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022

転作等作付面積	転作等作付最終年												
2.00	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022

転作等作付面積	転作等作付最終年												
7.50	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022

転作等作付面積	転作等作付最終年												
2.10	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022	2022

区	分	WCS用紙	新規	電話
出	約	米	粉	用
米	粉	用	米	粉
用	米	粉	用	米
米	粉	用	米	粉
用	米	粉	用	米

令和元年度から水稲共済への加入が任意となっております。加入しない場合は〇を記入してください。記入がない場合は、加入と見なします。

課税申告状況を記載してください。

果樹は新植3年以内のみ交付対象となります。必ず植栽年を記入してください。

大豆(白・黒)と枝豆(白・黒)は区別

果樹は新植3年以内のみ交付対象となります。必ず植栽年を記入してください。

令和4年度の実績が印字されています。令和5年度の計画(黒枠内)を必ず記入してください。

令和4年度の実績が印字されています。令和5年度の計画(黒枠内)を必ず記入してください。

果樹は新植3年以内のみ交付対象となります。必ず植栽年を記入してください。

大豆(白・黒)と枝豆(白・黒)は区別

果樹は新植3年以内のみ交付対象となります。必ず植栽年を記入してください。

果樹は新植3年以内のみ交付対象となります。必ず植栽年を記入してください。

令和4年度の実績が印字されています。令和5年度の計画(黒枠内)を必ず記入してください。

①農地の異動に伴う修正、②経営所得安定対策に関する記入については、次頁を確認してください。

■①農地の異動に伴う修正記入

分限番号	地番・地番	本地面積	耕作地積	水灌作付最終年	水灌作付	水灌作付面積	転作面積	転作作物名	水灌作物名 又は種名	出荷販売目的	播種の有無	収穫年	作業者	多収品種	転作年月	転作作物	実況	備考	
1	R4.9.21許可 中谷一郎へ所有権移転 キタハタ	(40.00) 10.00	(40.00) 10.00	コシヒカリ 10.00															(1) ほかの農業者へ農用地利用権を移した場合は、令和4年度の実績に基づき記載されています。該当圃場を取り消し線で消し、移転先の農業者名、異動日を記載してください。
2	R4.12.22許可 農地転用(農業用倉庫) キタハタ 4-5	(4.20) 3.20	(4.20) 3.20	とまと 3.20															(2) ほかの農業者から農用地利用権を取得した場合 → 新しく取得した農地の地名・地番、面積を記載してください。また、移転前の農業者名、異動日を記載してください。
3	R5.2.20 六瀬花子から利用集積 ミナミハタ 7	(2.10) 2.10	(2.10) 2.10			8.00	2.10	トマト											記載後、令和5年度の作付計画を記載してください。
4	R5.1.15 六瀬春子より所有権移転 ヒガシハタ 1	(12.50) 12.50	(12.50) 12.50				4.50	ヒノヒカリ なす		○									

■②経営所得安定対策(産地交付金)に関わる記入

分限番号	地番・地番	本地面積	耕作地積	水灌作付最終年	水灌作付	水灌作付面積	転作面積	転作作物名	水灌作物名 又は種名	出荷販売目的	播種の有無	収穫年	作業者	多収品種	転作年月	転作作物	実況	備考	
1	キタハタ 1	(10.00) 10.00	(10.00) 10.00	コシヒカリ 10.00			10.00	そば		○									大豆(白・黒)と枝豆(白・黒)は区別
2	キタハタ 4-5	(3.20) 3.20	(3.20) 3.20				2.00 1.20	枝豆(黒) 大豆(黒)		○									黒枝豆(早生) 10.00
3	ミナミハタ 3	(7.50) 7.50	(7.50) 7.50					じゃがいも		○									
4	ミナミハタ 7	(2.10) 2.10	(2.10) 2.10				2.10	くり		○									

「黒枝豆(早生)とそば」「未成熟とうもろこしとそば」の二毛作を検討される方は、こちらに「黒枝豆(早生)」もしくは「未成熟とうもろこし」の作付面積を記載してください。

1. 出荷販売される場合は【出荷販売目的】欄に必ず「○」を記入してください。
また、学校給食に出荷される方は、営農情報欄に「学校給食用」と記載してください。

2. 湛水を行う期間を記載してください。

R5.11月~12月湛水

学校給食用

果樹は植栽年を必ず記入してください。
3年以内に新植された場合のみ、交付金が交付されます。

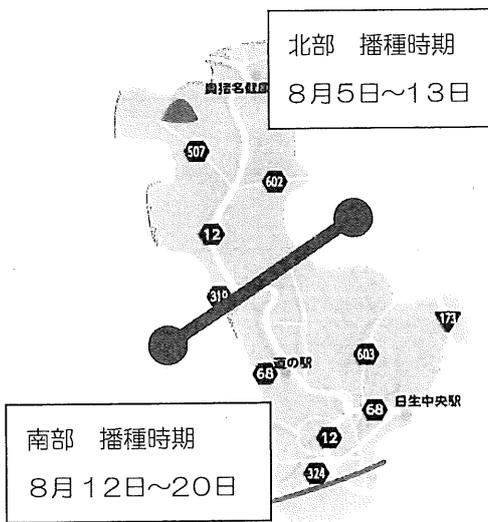
令和5年産そば

配布種子について

猪名川町では「赤花そば」について、平成11年度より導入し、これまで「ブランド化」を図ってきた経緯から、今後についても品種を保持しながら、猪名川町のブランドとして「赤花そば」を継承していきます。

播種時期につきましては、下記のとおり北部と南部で分けて設定しておりますので、播種時期を厳守いただきますようご理解・ご協力をお願いいたします。

また、そばは天候や排水対策等により出来高が左右されやすいため、徹底した排水対策等をお願いいたします。



.....【播種時期8月5日から13日】.....
笹尾、清水、清水東、仁頂寺、島、鎌倉、杉生、
西畑、柏原

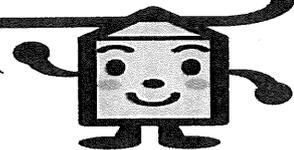
.....【播種時期8月12日から20日】.....
原、内馬場、民田、上阿古谷、下阿古谷、北田原、
南田原、北野、紫合、柏梨田、上野、広根、銀山、
猪淵、肝川、差組、万善、槻並、木津上、木津、
木間生、朽原、林田

《赤花そば》

夏まき（秋そば栽培）。生育日数70日前後。

但馬地域在来種。

★刈取り時期を北部と南部では時期を分けているため、播種時期の徹底をお願いします。



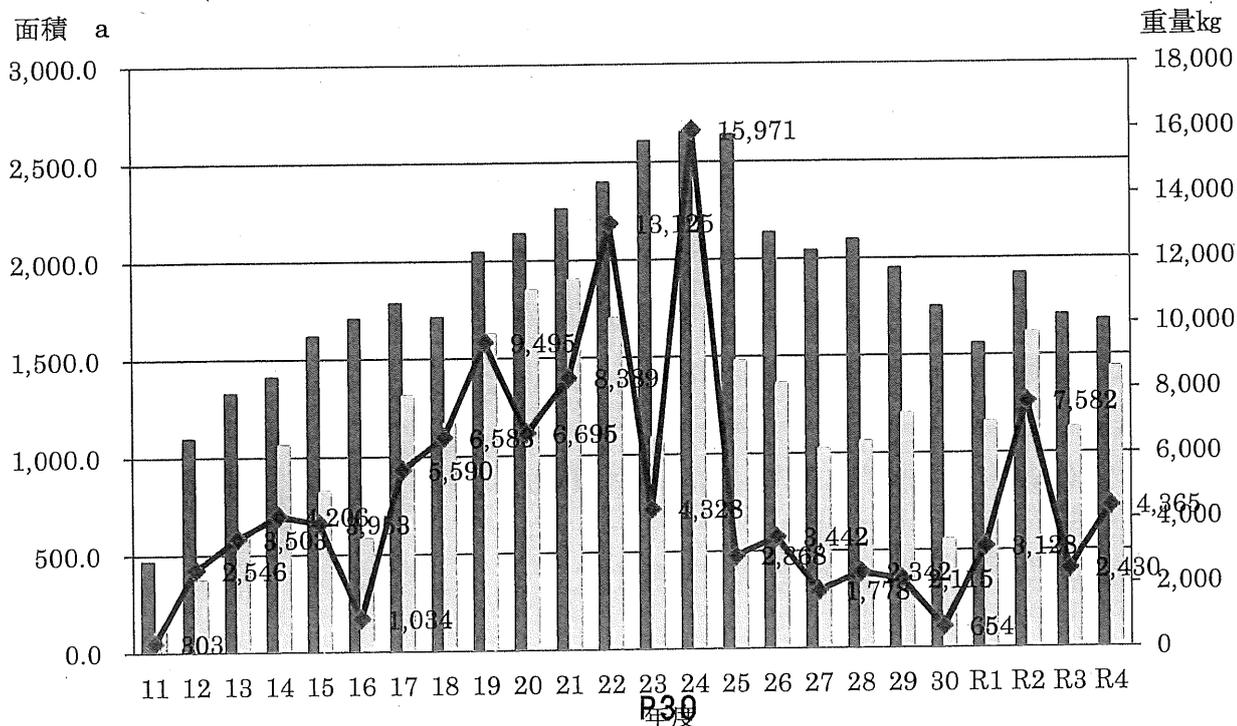
栽培の目安

栽培管理	7月			8月			9月			10月			11月	
	中旬	下旬		5 ~ 13 日	12 ~ 20 日	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬
栽培管理	ほ場準備	排水対策	耕起・砕土	畝立								刈取り	刈取り	乾燥・調整
北部				播種	発芽	→	開花	→	→	→	→	成熟		
南部					播種	発芽	→	開花	→	→	→	→	成熟	

★湿害に極めて弱いため、排水対策の徹底をお願いします。
 ⇒明渠と排水口は必ずつなげてください。
 ★播種時期の厳守及び肥培管理をお願いします。
※播種が遅れると、刈取りが出来ない場合があります。

そばの作付面積・収穫面積・収量の推移

■ 播種面積 a
 ■ 収穫面積 a
 ◆ 乾燥後重量 kg



～ 共同防除を行う集落の皆様へ！ 猪名川町独自支援事業 ～

水稲損害防止事業補助金

～ヘリ防除・ドローン防除～

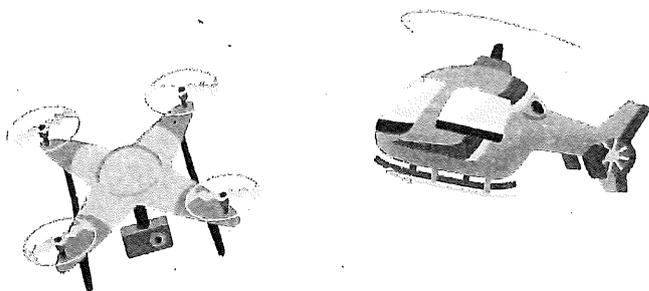
これまで農業共済事業として実施しておりました
水稲損害防止事業について、令和5年度より、町が
主体となり実施いたします！

補助金の内容

無人ヘリコプター及びドローンによる水稲の共同防除を実施する
農会に対し、経費の一部を助成します！

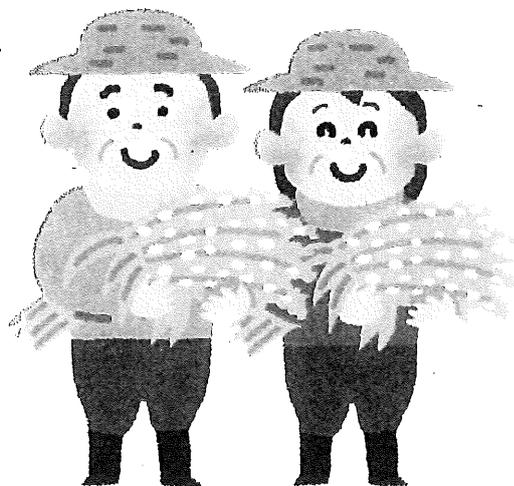
対象者

水稲の共同防除を行う農会



対象面積

水稲の共同防除実施面積
※水稲共済引受面積に限りません！



補助金額

1aあたり30円以内

【お問い合わせ】

猪名川町役場地域振興部農業環境課農政担当

電話：072-766-8709

住所：猪名川町上野字北畑11-1

交付金の申請方法

申請書類

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②位置図等の対象農地が分かる書類
- ③農地の一覧等の対象面積が分かる書類

提出期日

令和5年5月12日（金）

申請方法

農会長が、集落内で無人ヘリコプター又はドローンによる水稻の共同防除を実施する圃場等を取りまとめの上、町役場農業環境課まで上記の申請書類をご提出ください。

※所属する農会以外の集落に農地がある場合又は農会に属さない者の農地がある場合には、農地が所在する農会において実施してください。

【お問い合わせ】

猪名川町役場地域振興部農業環境課農政担当

電話：072-766-8709

住所：猪名川町上野字北畑1-1-1

猪名川町水稻損害防止事業補助金交付申請書

年 月 日

猪名川町長 宛

農会名称

代表者住所

代表者氏名

猪名川町水稻損害防止事業を実施したいので、猪名川町水稻損害防止事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 損害防止事業の実施計画

事業の内容	へり防除 ・ ドローン防除
事業実施予定の面積	アール
事業実施予定日	年 月 日 ～ 年 月 日
使用予定の薬剤名称	
経 費	円

2. 交付申請額 金 円

※実施面積に1アール未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

添付書類

- (1) 位置図等の対象農地が分かる書類
- (2) 農地の一覧等の対象面積が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

そうだ、

地域計画

人・農地プランが
変わります！

を作ろう！

令和5年4月1日から「人・農地プラン」が「**地域計画**※1」として、**法定化**※2 されます！

※1 市街化区域を除いた区域において令和7年3月末までに策定することが求められています。

※2 農業経営基盤強化促進法 第19条

1 「地域計画」策定の趣旨・目的

これまで“守ってきた”農地のうち、将来にわたって“守るべき”農地を
確実に利用し、次の世代に引き継いでいくため、

「将来、地域の農地を誰が利用し、守っていくのか」、

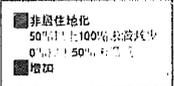
「地域農業を支える環境をどのように維持・発展していくのか」

について、農業者、農地所有者だけでなく、地域に関わる若者や住民
等の幅広い関係者を巻き込み、一体となって**地域の課題**について
話し合い、**将来の農地利用の姿を明確化し、実現を目指します。**

2050年の人口増減状況
(2010年との比較)

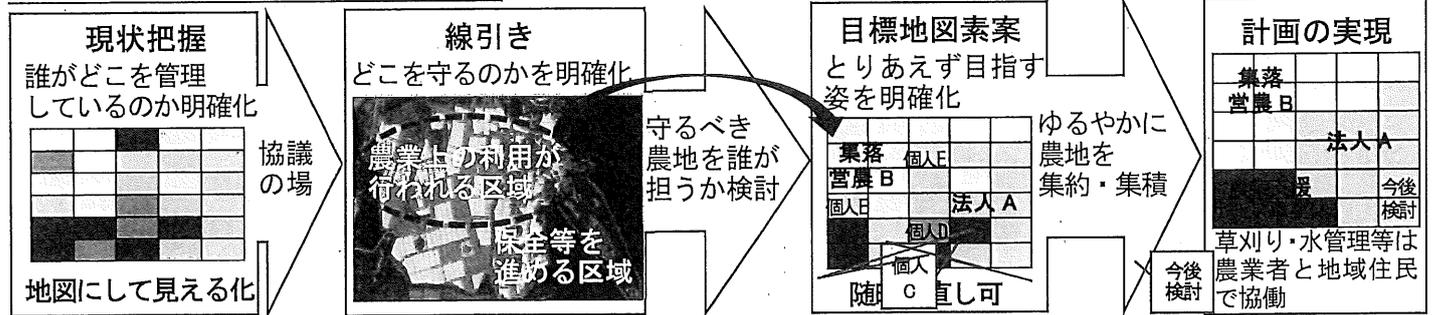
人口は
大きく減少

農業者だけでは、
農村環境を
守りきれません
地域の方々に
SOSを！



【出典】国土交通省

2 「地域計画」策定・実現の流れ



★「地域計画」があるとき、ないとき

○ 地域計画があるとき

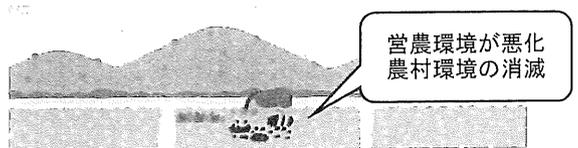
- ・地域に関わるみんなで農地を守る姿勢がわかる
- ・農地が集積・集約されていて大規模農家も引き受けやすい
- ・新規就農者も安心して参入・定着しやすい



大きな区画で
効率よく農作業

○ 地域計画がないとき

- ・地域で守るべき農地を中の人も外の人も認識できない
- ・農地の団地化が望めないで、担い手が引き受けられない
- ・受け入れる姿勢が見えないので、新規就農者が参入しづらい



営農環境が悪化
農村環境の消滅

今、地域のミライを地域の皆さまで考えることが必要です。

考えた経過を記録して共有し、実現を目指す。

令和5年度は「柏原、清水、清水東」を予定

参考様式第5-2号

地域計画

これまでの人・農地プランに赤枠部分を追記するイメージです。

策定年月日	令和〇年〇月〇日
更新年月日	令和〇年〇月〇日 (第〇回)
目標年度	令和〇〇年度
市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (〇〇〇)
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、……………)

- (4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
- (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業は、〇〇(株)への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

- ①鳥獣被害防止対策 ②有機・減農薬・減肥料 ③スマート農業 ④輸出 ⑤果樹等
 ⑥燃料・資源作物等 ⑦保全・管理等 ⑧農業用施設 ⑨その他

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
②〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。
③担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

- 区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)
- 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積
 - 田の面積
 - 畑の面積(果樹、茶等を含む)
 - 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計
 - 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計(区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計のうち後継者不在の農業者の農地面積の合計)
- (備考)遊休農地面積〇〇ha(うち1号遊休農地〇〇ha、2号遊休農地〇〇ha)
⑤は、〇〇市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。
- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は経営の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のある備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り
6:区域内の農用地等面積のうち遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状		10年後 (目標年度:令和〇〇年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	
認識	〇〇〇〇	水稲、麦	10 ha	- ha	水稲、麦	13 ha	- ha	A
認識	〇〇〇〇	水稲、果樹	5 ha	- ha	水稲、果樹	8 ha	- ha	B
到達	▲▲▲▲	野菜	5 ha	- ha	野菜	7 ha	- ha	C
認識	(株)〇〇	水稲、野菜	30 ha	- ha	水稲、野菜	50 ha	10 ha	D
業	●●農業組合	水稲、大豆	40 ha	10 ha	水稲、麦	40 ha	20 ha	E
利用者	☆☆☆☆	野菜	0.5 ha	- ha	野菜	1 ha	- ha	F
サ	△△(株)	稲、果樹、野菜	- ha	- ha	稲、果樹、野菜	- ha	10 ha	G
農協	◇◇農業協同組合	稲、果樹、野菜	- ha	- ha	稲、果樹、野菜	- ha	20 ha	H
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
計	6経営体		90.5 ha	10 ha		119 ha	60 ha	

- 注1:「属性」欄には、認識農業は「認識」、認定新規就農者は「認識」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落農業は「業」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を積極的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- 今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者C集落では〇haと多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- 担い手が利用する農地面積の団地数は平均〇個所、〇aであり、集約化が必要。
- 地域の活性化を図るため新たな作物の導入や有機農業への取組が課題。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須)

- 〇〇を主要作物としつつ、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。
- A集落は認定農業者a、b、cに、B集落はd法人に、C集落は集落営農法人eにする認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域を

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、〇〇法人、集落営農)と担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を
- (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標
現状の集積率 〇〇 % 将来の目標とする集積率
- (3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、〇個所、平均〇a(令和〇〇年度)の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和〇〇年度)

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株)〇〇	肥料・農薬散布	野菜、果樹
2	〇〇組合	収穫	飼料作物
3	(株)〇〇〇〇	播種	飼料作物
4	☆☆☆☆(株)	結球・ラッピング	飼料作物
5	▲▲農業協同組合	田植え・播種	飼料作物
6	△△協議会	花粉交配等	資源作物
7	●●センター	草刈り作業	水稲等

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

- (1) 農用地の集積・集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進リンクを通じて進める。
- (2) 農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に推進委員会及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
- (3) 基盤整備事業への取組
A集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を〇〇までに計画する

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	50	うち計画同意者数(人・%)	40 (80%)
-------------	----	---------------	----------

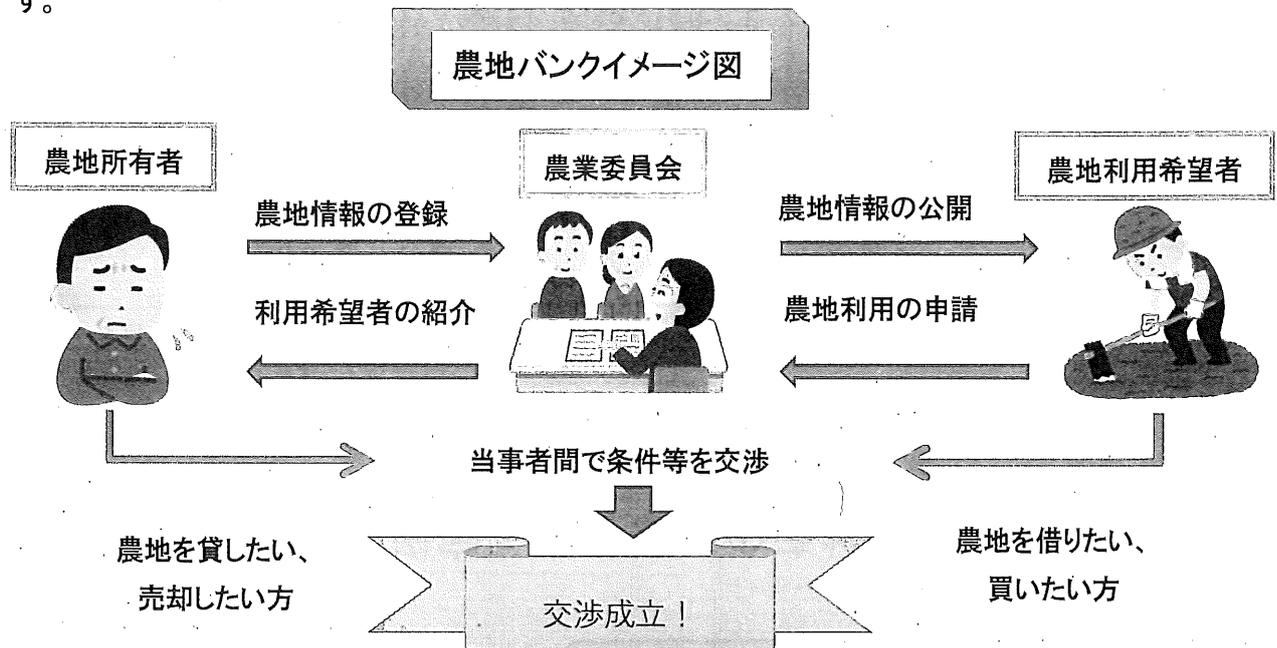
注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

- (留意事項)
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の検討、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報等を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

「地域計画」の策定は私たちが応援します！
猪名川町、農業委員会、JA、阪神農林振興事務所、
農業改良普及センター、農地バンク

猪名川町農地バンク制度

「農地バンク制度」とは、所有者が耕作、管理できなくなった農地の売買、貸借に関する情報を収集し、農地の利用希望者へ農業委員会が窓口となって、広く提供する制度です。農業委員会は、登録された農地情報を就農希望者や規模拡大農業者へ公表、提供し、新規就農者の就農促進、農地の集積、集約、耕作放棄地の発生防止、解消など農地の有効利用の促進を目的としています。



農地所有者(農地を売りたい、貸したい方)

農地に係る所有権、その他の権利により当該農地の売買、貸付を行うことができる者で、主に

- (ア) 高齢等により耕作が困難な方で、農地が荒廃、遊休化している、または、将来その可能性のある方
- (イ) 農地を所有しているが、自分で耕作、管理する時間がない方
- (ウ) 後継者や農業従事者不足等により、経営規模を縮小したいと考えている方

登録できる農地の要件

- (ア) 猪名川町内の市街化調整区域内の農地(市街化区域内農地は除く)
- (イ) 貸付または取得時に、耕作の妨げとなる権利設定(賃借権、特定作業受託等)がされていない農地
- (ウ) 田または畑であり、境界が明確な農地
- (エ) 不動産業者等の介入物件でない農地

農地利用希望者(農地を借りたい、買いたい方)

- (ア)貸借にあつては、1,000㎡以上、売買にあつては、1,000㎡(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地にあつては、3,000㎡)以上の経営農地面積を有する者で、かつ、耕作する全ての農地を適正に管理することができ、地域と協調した農業経営、又は地域活動ができる者
- (イ)新規就農者の場合は、農業経営の実務経験、研修経験を有していると認められ、猪名川町及び猪名川町農業委員会の農地相談を受けた者

登録農地の抹消

- (ア) 農地登録者から登録農地の抹消届があつたとき。
- (イ) 登録農地に係る所有権その他権利の異動があつたとき。
- (ウ) 申請内容を偽って登録していたことが判明したとき。
- (エ) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が登録を抹消する必要があると認めるとき。

農地の維持管理

農地バンクに登録された農地に関する売買又は貸借の契約が成立するまでの間は、当該農地の維持管理は、農地登録者が行っていただきます。

媒介行為等

農業委員会は、農地登録者及び農地利用希望者との農地に関する交渉並びに売買又は貸借の契約の媒介並びに代理する行為には、関与しません。

【お問い合わせ先】

猪名川町農業委員会事務局(農業環境課内)

TEL:072-766-8709 FAX:072-766-7725

詳しくは、猪名川町 HP を検索！

猪名川町農地バンク



有害鳥獣被害対策について

猪名川町では、シカ・イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害の発生防止や軽減を目的として、以下の制度を設けています。

1. 資材購入費の助成事業

有害鳥獣による被害対策に使用する資材を購入する個人、法人、農会を対象に、次のような助成制度を設けています。

(1) 鳥獣被害防止柵購入助成

対象者	<ul style="list-style-type: none">・町内に住所を有し、農業を営む個人又は法人・現に農作物被害を受けている、又は受ける恐れがある者・同一年度に本人又は同一世帯員が、この補助金を受けていないこと・過去8年以内に同一農地で本事業又は国・県等の補助を受けていないこと・町税の滞納がないこと
対象経費	<ul style="list-style-type: none">・電気柵、ネット柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵の購入に要する経費
補助金額	<ul style="list-style-type: none">・購入費用（税抜き）の1/2以内で、上限額は次の区分のとおり①個人で、生産した農作物をJA兵庫六甲、道の駅いながわ等へ出荷している（予定含む）もの：5万円②①以外の個人で、自己所有農地で営農するもの：3万円③法人：10万円
申請手続き	<ul style="list-style-type: none">・資材購入前に、農業環境課窓口へ申請書（必要書類添付）を提出
申請受付開始	<ul style="list-style-type: none">・4月1日から受付中（予算に達し次第終了）

(2) 箱わな購入助成

対象者	<ul style="list-style-type: none">・各地区農会
対象経費	<ul style="list-style-type: none">・シカ・イノシシ用の箱わなの購入に要する経費
補助金額	<ul style="list-style-type: none">・購入費用（税抜き）の1/2以内。上限5万円
申請手続き	<ul style="list-style-type: none">・箱わな購入前に、農業環境課窓口へ申請書（必要書類添付）を提出
申請受付開始	<ul style="list-style-type: none">・4月1日から受付中（予算に達し次第終了）

2. 有害鳥獣の捕獲

(1) 鳥獣被害対策実施隊による捕獲

有害鳥獣の捕獲には、狩猟免許や町の捕獲許可が必要で、たとえ被害にあい困っていても、資格のない人がむやみに捕獲することはできません。猪名川町では「猪名川町鳥獣被害対策実施隊」を組織しており、農会から申請があると町から指示を出し、銃猟・わな猟の方法によりイノシシやシカの捕獲を行います。

捕獲を希望される場合は、各地区の農会長から農業環境課へ申請が必要ですので、詳しくはご相談ください。

(2) イノシシ、シカ捕獲用の「箱わな」、「囲いわな」の貸出し

町で所有しているイノシシ、シカ捕獲用の「箱わな」や「囲いわな」を、農会からの申請により貸出しています。農会で町から箱わな等を借り、(1)の捕獲申請をしていただく事で、わな免許所持者がいない農会でも実施隊員による捕獲活動が可能となります。貸出しを希望される農会は、農業環境課までご相談ください。なお、箱わな等の貸出し・使用に係る役割分担として、地元農会の皆様には次の事項のとおりご協力をお願いいたします。

農会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する場所の地権者との調整 ・設置の補助（仕掛けのセットは除く） ・箱わな等設置後の餌付けと見回り ・捕獲できた時の実施隊員への連絡 など
実施隊員の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・わなの仕掛けのセット ・捕獲した個体の処分 など
貸出対象	<ul style="list-style-type: none"> ・農会又は自治会
貸出期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則6ヶ月以内（※希望が重複する場合は一旦返却等の調整をお願いします場合があります。）
貸出数量	<ul style="list-style-type: none"> ・1農会等につき、原則1基まで（※転貸不可）
わなの大きさの目安 (組み立て後)	(箱わな) 幅 1.00m×奥行 2.00m×高さ 1.00m (囲いわな) 幅 4.00m×奥行 4.00m×高さ 2.13m ※借用の際は軽トラック等の車両をご用意ください。

(3) アライグマ、ヌートリア捕獲用の捕獲箱の貸出し

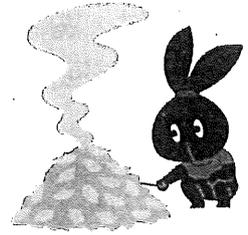
特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアによる農作物被害を減少させるため、捕獲箱の貸出しを行っています。貸出しを希望される場合は、農業環境課までご相談ください。

対象者	貸出台数	貸出期間	留意事項
自治会・農会	2基まで	3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・返却期日は厳守してください。 ・期間の延長は、再度申請が必要です。(箱わなの在庫が少ない場合は延長できない場合があります。) ・捕獲できたら農業環境課までご連絡ください。
個人	1基	1ヶ月	

3. 年度別捕獲実績

年 度	アライグマ	ヌートリア	シカ	イノシシ	合 計
H25年度	88	10	14	9	121
H26年度	131	18	34	37	220
H27年度	52	3	55	50	160
H28年度	52	5	59	59	175
H29年度	109	26	73	63	271
H30年度	122	7	92	144	365
R元年度	67	0	89	73	229
R2年度	157	0	94	114	365
R3年度	132	1	130	38	301
R4年度	106	1	95	25	227

農作業における野焼きについて



周辺の生活環境に十分配慮しましょう

近年、野焼き（野外焼却）から発生する煙や臭いに対する苦情が増えています。農業を営むために必要な野外焼却であったとしても、周辺の生活環境に対する十分な配慮が必要です。次の事項に留意のうえ、周辺環境との調和を図ってください。

○廃棄物の野外焼却は原則禁止です

廃棄物を野外で焼却することは、原則、法律で禁止されています。

○野外焼却の禁止には例外規定があります

次の場合は法律に定められた例外として、野外焼却が認められています。

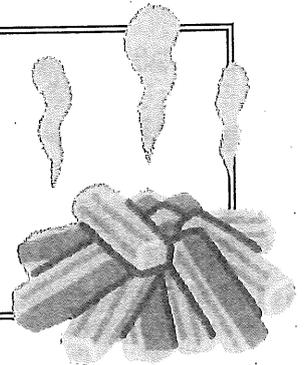
- ① 国等公共団体がその施設の管理を行うために必要なもの
- ② 災害の予防、応急対策または復旧のために必要なもの
- ③ 風俗習慣、または宗教上の行事を行うもの
- ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
- ⑤ たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる焼却であって軽微なもの

○周辺の生活環境への配慮が必要です

例外とされた行為であっても、むやみに燃やしてよいということではありません。気象条件や時間帯、焼却量によっては、大量に発生する煙や臭いが、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。（※住宅や交通量の多い道路に近いところでは特に注意が必要です。）

例外として認められた野外焼却をする際には、次の点を参考にして、周辺の生活環境に十分配慮したうえで行ってください。

- ・草はよく乾燥させて、少量ずつ燃やしてください。
- ・できるだけ風のない日を選んでください。
- ・時間帯に配慮してください、
- ・野外焼却以外に適切な方法がとれる場合は、できる限り、周辺環境との調和が図られる方法を優先してください。



○警察から注意喚起がありました

農業に関する田畑内における焼却（野焼き）であっても、消火水の準備、風向き等の考慮、その場を離れない等の防火上の注意・管理責任を怠った場合は、『相当な注意をしないで火をたいた』として、軽犯罪法違反の火気乱用の刑責を問われる可能性があります。

十分に注意して頂くと共に、事前に野焼きの実施日時が計画できる場合は、猪名川町消防本部への事前届け出を実施するなどの配慮をお願いします。

【問い合わせ先】 役場農業環境課環境衛生担当

Tel 766-8709

令和5年度 阪神農業改良普及センターの活動体制

(1) 職員

所属課名及び職名	氏 名	指導項目	業務担当
所長	石 田 和 香 子	花き	総括
地域・経営課長	石 部 さ や か	野菜	普及企画、農村整備、農業公害・災害、鳥獣害
農政専門員	村 上 義 勝	花き	新規就農相談、認定新規就農者、PPV対策
普及主査	中 島 剛	畜産、農業経営	宝塚市、制度資金、認定農業者
普及主査	川 上 信 二	果樹、主作・農業機械	三田市、集落営農推進
普及主査	初 田 源 一 郎	野菜、茶	猪名川町
普及主査	高 田 ち さ 子	野菜	尼崎市、西宮市
普及主査	田 中 知 美	農産物活用	男女共同参画、農村女性起業
主任	池 田 隆 直	花き	川西市
主任	高 橋 寛 之	野菜	
職員	佐 野 翔 平	花き	伊丹市、芦屋市、青年農業者、土壌測定診断、スマート農業
職員	寺 田 茉 由	果樹	植物防疫
職員	黒 田 瑞 希	野菜	情報・ネットワーク、環境創造型農業・有機農業
県政推進員	神 山 愛 子		事務補助

(2) プロジェクトチーム

課題名：生産から消費を結ぶ新たな仕組みづくり

対象名：黒大豆枝豆生産者

担当課名：地域・経営課

チーフ	チ ャ ム 員	指導項目	所属(課)名
初 田 源 一 郎	川 上 信 二	果樹、主作・農業機械	地域・経営課
	初 田 源 一 郎	野菜、茶	地域・経営課
	田 中 知 美	農産物活用	地域・経営課
	黒 田 瑞 希	野菜	地域・経営課